

## 労働者派遣業務に関する仕様書

### 1. 業務名

奈良市新型コロナウイルス感染症における疫学調査、健康観察、検査案内等業務

### 2. 業務内容

派遣労働者が従事する業務内容は次のとおりとし、具体的な業務処理については、別途作成するマニュアルに従って行うものとする。

#### (1) 疫学調査業務

- 1) 基礎疾患の有無、症状の経過、行動歴、接触者の有無等の聞き取り、職場・学校等の調査及び調査票の作成
- 2) 入院・入所に際した注意事項の連絡
- 3) 必要に応じ送迎の手配

#### (2) 健康観察業務

- 1) 自宅待機中の陽性者に対する毎日の体調確認及び健康相談
- 2) 濃厚接触者の健康相談

#### (3) 検査案内業務

- 1) 濃厚接触者の市民に対する検査案内及び健康観察の説明
- 2) 回収した検体容器の消毒

#### (4) その他

- 1) 上記業務に関連した事務作業

### 3. 派遣労働者の就業場所

奈良市保健所・教育総合センター（奈良県奈良市三条本町13番1号）4階保健予防課を原則とする。

### 4. 派遣労働者の就業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、新型コロナウイルスの感染状況等により上記期間を変更することがある。

### 5. 派遣労働者の就業日及び就業時間

就業日：土日祝を含む毎日

就業時間：① 8時30分から17時30分

② 11時00分から20時00分

（休憩時間は業務に支障のない範囲で1時間取得する。）

## 6. 派遣人員

派遣労働者の員数は定められた時間帯において下記のとおりとする。

- ① 8名
- ② 8名

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、発注者と受注者との協議の上、派遣人員及び業務内容を変更することがある。

## 7. 派遣労働者の選定

受注者は上記1の業務を遂行する者として、以下の条件を満たす者を選定しなければならない。また、以下の条件を満たさない者が派遣された場合、発注者は受注者に対し派遣労働者の変更を求めることができるものとする。

- 1) 保健師又は看護師免許を有すること。当該免許を必要とする職務の実務経験（1年以上）があることが望ましい。
- 2) 電話等での対応が支障なくできること。
- 3) 日本語による業務遂行に支障がないこと。
- 4) 派遣職員は、発注者の指導及び管理責任者の指示に従い、業務に従事すること。

## 8. 代替人員の確保

病気などの理由により派遣労働者が業務に従事できない場合には、派遣要員が欠けることがないように代替人員の確保を図ること。ただし、作業の継続性及び効率性を確保する観点から代替人員の派遣を求めない場合がある。

## 9. 派遣労働者名簿の提出

受注者は、派遣労働者の名簿を作成し、業務開始月の5日前に書面により発注者に提出しなければならない。派遣労働者に変更があった場合もまた同様とする。

## 10. 個人情報の保護

本契約に基づく業務の履行にあたっては、別記「奈良市個人情報特記事項」を遵守すること。特に、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 11. その他

- (1) 就業時間における1時間あたりの単価金額は交通費を含む。（ただし、消費税及び地方消費税は含まない。）
- (2) 実働8時間を超過して従事した場合は、15分単位として超過単価を支払う。
- (3) 派遣労働者の執務にかかる服装は、業務に支障がなく市民等に不快な感じを与えない。

ない服装であること。

- (4) 新たな職員を派遣する場合、上記1の業務が円滑かつ適正に行われるよう、既に派遣され、業務対応に熟知した派遣職員が新たな職員に対して必要な知識の引継ぎや教示等を行うこと。